**平成２９年（再イ）第４４号**
岡山市南区妹尾1017番地１　パトリス妹尾G1103
再生債務者　荻野　翔太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月28日
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（再イ）第４号**
福島県郡山市横塚６丁目４番12号
再生債務者　田母神麻耶
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月28日
福島地方裁判所郡山支部再生係

**平成２９年（再イ）第１６２号**
千葉県市原市桜台３丁目31番地10
再生債務者　加藤　淳子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（再イ）第１０３号**
大阪府松原市天美東９丁目14番24号
再生債務者　佛願　淳史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月27日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成２９年（再イ）第２５号**
神戸市西区井吹台北町１丁目17番地の１805号
再生債務者　札場　　諭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月28日
神戸地方裁判所明石支部再生係

**平成２９年（再イ）第２７４号**
北海道石狩市花川北１条４丁目137番地
再生債務者　山田　弥生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月27日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（再イ）第２９０号**
札幌市清田区里塚１条４丁目６番９―501号
再生債務者　佐藤　悦子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月27日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（再イ）第３０号**
千葉県木更津市請西965番地７　ベルフィオーレ102
再生債務者　小川　泰司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月28日
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２９年（再イ）第５２号**
愛知県あま市甚目寺流117番地
再生債務者　水谷　　昇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月27日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第５４号**
滋賀県草津市山寺町399番地
再生債務者　奥村　彰孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月28日
大津地方裁判所民事部再生係

**平成２９年（再イ）第９号**
島根県大田市大田町大田イ837番地５　波多野アパート１
再生債務者　中田　　陽
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月28日　松江地方裁判所出雲支部

**平成２９年（再イ）第２５１号**
札幌市清田区真栄２条２丁目９番35―202号
再生債務者　最上　恭平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月28日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（再イ）第８号**
宮城県柴田郡川崎町支倉台一丁目19番18
再生債務者　中嶋　　勇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月28日
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２９年（再イ）第６８号**
相模原市南区東林間６丁目９番10号
再生債務者　高間　一夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月28日
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（再イ）第１７号**
愛媛県四国中央市豊岡町大町1879番地の３
再生債務者　鈴木美詠子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月28日　松山地方裁判所西条支部

## 都市計画事業公告

**平成 30 年阪神高速公告第５号**
都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告します。
平成 30 年３月 13 日
阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範
１　都市計画事業の種類及び名称
大阪都市計画道路事業１・３・10号淀川左岸線（２期）
２　施行者の名称
大阪市及び阪神高速道路株式会社
３　事務所の所在地
大阪市住之江区南港北２丁目１番10号
ＡＴＣビル　ＩＴＭ棟６階
大阪市建設局道路部街路課
大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号
阪神高速道路株式会社
４　事業地の所在
収用の部分
大阪市此花区高見一丁目地内並びに福島区大開四丁目、海老江三丁目、海老江四丁目、海老江六丁目及び海老江八丁目地内並びに北区大淀北一丁目、大淀北二丁目、中津二丁目、中津三丁目、中津四丁目、中津七丁目、豊崎六丁目及び豊崎七丁目地内
使用の部分
大阪市此花区高見一丁目地内並びに福島区大開四丁目、海老江三丁目、海老江四丁目、海老江六丁目及び海老江八丁目地内並びに北区大淀北一丁目、中津二丁目、中津七丁目及び豊崎七丁目地内